

2023年11月10日

各 位

上場会社名	東亜建設工業株式会社
代表者	代表取締役社長 早川 毅
(コード番号	1885 東証プライム・札証)
問合せ先責任者	管理本部総務部長 木村 徹也
(TEL	03-6757-3821)

社内調査委員会の中間報告書受領に関するお知らせ

弊社は、2023年10月3日付「連結子会社従業員による不正行為に関するお知らせ」に記載のとおり、弊社の連結子会社において従業員による不正行為が判明したことについて、外部の弁護士を委員長とする社内調査委員会において事実関係の調査を進めて参りました。

本日、調査委員会から、調査は概ね終了したが詳細な再発防止策の提言の検討が未了であるとの報告を受け、併せて、「中間報告書」を受領いたしましたので、お知らせいたします。

また、再発防止策を含む最終の調査報告書（以下「最終報告書」という）につきましては、調査委員会から受領次第、速やかに公表いたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 社内調査委員会の中間報告書

現時点における調査委員会の調査結果である「中間報告書」では、「最終報告書」には含まれる再発防止策の提言の詳細が含まれておりません。それ以外の調査結果につきましては、添付の「中間報告書」に記載のとおりです。

なお、当該報告書においては、個人情報保護及び機密情報保護等の観点から部分的な簡略化及び非開示措置を行っております。

2. 今後の対応

弊社は、今回の不正行為が発生したことを厳粛に受け止め、早期に再発防止策を策定し、実行してまいります。具体的な再発防止策につきましては、社内調査委員会からの「最終報告書」に含まれる再発防止策の提言を受けて、2023年12月上旬を目途に公表する予定です。

3. 連結業績に与える影響

社内調査委員会による調査の結果、2016年度から2023年度までの期間において判明した不正金額の合計額は785百万円となります。過去の各期に与える業績の影響は営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益及び親会社株主に帰属する当期純利益のいずれに対する影響も軽微であることから、過年度の有価証券報告書及び四半期報告書並びに2024年3月期第1四半期の四半期報告書の訂正は行わないこととします。

2024年3月期第2四半期決算における連結財務諸表に与える影響額については、過大であった売上原価719百万円（税抜）を取り消し返還請求権を計上すると共に、同債権の回収可能性は不確実であることから、既に回収済み金額を除く残高740百万円（税込）に対して貸倒引当金を設定し、貸倒引当金繰入額を営業外費用に計上します。これにより、営業利益は

719 百万円増加し、経常利益は 21 百万円減少します。親会社株主に帰属する四半期純利益については、過年度の法人税等 403 百万円の計上により 425 百万円減少します。

以 上

信幸建設の不正行為に関する社内調査 中間報告書 (開示版)

東亜建設工業株式会社
社内調査委員会
(2023年11月10日)

開示版においては、個人情報保護及び機密情報保護の観点から、部分的な簡略化及び非開示措置を行っている。併せて、必要に応じて原文からの修正を行っている。

目 次

1. 本調査の概要	4
a. 当委員会の設置の経緯	4
b. 当委員会の構成	4
c. 調査目的	4
d. 調査期間と委員会の開催	4
e. 調査の概要	5
i. 調査の観点	5
ii. 調査の対象期間	5
iii. 実施した調査	5
iv. 調査の結果	6
2. 信幸建設の概要等	6
a. 基礎情報・沿革	6
b. 事業の概要	7
c. 組織	7
i. 信幸建設支社及び本社の役割分担	7
ii. 信幸建設のガバナンス体制	7
d. 当社グループにおけるコーポレートガバナンスの体制	8
i. 取締役会	8
ii. 監査等委員会	8
iii. 内部監査	9
3. 調査の結果判明した事実	10
a. 判明した本件不正行為の概要	10
i. 本件不正行為の類型	10
ii. 信幸建設における不正関与者と経歴等	12
iii. 不正に関与した取引業者	13
b. 信幸建設における取引業者への発注・支払に係る業務フロー	14
i. 通常の業務フロー	14
ii. 本調査で確認された業務フローにおける不適切な事例	16
c. 各本件不正行為の内容	17
i. 架空・水増し工事代金の支払及びキックバック	17
ii. 領収書精算及び水増し代金の支払	23
iii. 資金プール及び補填（C2 支社）	25
4. 実施した調査の詳細と結果	25
a. 調査の概要	25
i. 関係者へのヒアリング調査	26

ii. 任意提出書類の調査	26
iii. 取引業者への残高確認.....	27
iv. 工事書類の調査.....	27
v. アンケート調査.....	28
vi. デジタル・フォレンジック.....	29
vii. 取引業者の会社情報調査	29
viii. 他の不正スキーム/手口の調査（財務分析、資産実査等）	30
b. 本件不正行為についての幹部・従業員の認識.....	30
i. 幹部の認識.....	30
ii. 従業員の認識	31
5. 財務諸表に与える影響.....	32
a. 類型別、年度別の内訳金額	32
i. 架空・水増し工事代金の支払及びキックバック	32
ii. 領収書精算及び水増し代金の支払.....	33
iii. 資金プール及び補填	33
iv. 不正金額の合計額 ((i)~(iii))	34
6. 発生原因の分析	34
a. 各類型に共通する発生原因	34
i. コンプライアンス意識及び知識の不足・欠如	34
ii. 予算管理及び発注業務フロー等に関するチェック体制の不適切な運用又は形骸化.....	35
iii. 要員配置の長期固定化.....	35
iv. 取引業者との不適切な関係構築を可能にした環境.....	35
v. 経営陣の内部統制に関する意識の不足	36
b. 各類型における特徴的な発生原因	36
i. 「架空・水増し工事代金の支払及びキックバック」 - モラルの欠如.....	36
ii. 「架空・水増し工事代金の支払及びキックバック」 - 誤った上司部下のあり方.....	37
iii. 「領収書精算及び水増し代金の支払」 - 正当な業務上の交際等の誤った理解	37
iv. 「資金プール及び補填」 - 工事原価管理に関する誤った理解.....	37
7. 再発防止策の提言	38
委員会提言を検討する再発防止策	38

1. 本調査の概要

a. 当委員会の設置の経緯

東京国税局による東亜建設工業株式会社（以下「当社」という。）の連結子会社である信幸建設株式会社（以下「信幸建設」という。）の税務調査の過程で、2023年8月下旬に、信幸建設の従業員による不正行為の疑いが発覚し、同社の複数の従業員が、信幸建設の外注先である取引業者と共謀して、水増し又は架空の工事代金等を支払った上で、水増し又は架空工事代金等の一部を従業員らが自らに還流し着服していたこと（以下「本件不正行為」という。）が判明した。

本件不正行為について、客観的かつ十分な調査を行うため、当社は2023年9月5日に社内調査委員会を発足した。

b. 当委員会の構成

当委員会は、社外専門家を含む以下の者で構成された。

役割	所属会社等	氏名
委員長	あさひ法律事務所 弁護士	西岡 清一郎
副委員長	当社社外取締役監査等委員 公認会計士、税理士	佐々野 未知
委員	あさひ法律事務所 弁護士	上床 竜司
	当社取締役監査等委員	小川 信行
	当社取締役執行役員管理本部長	中尾 剛

※委員の他に調査業務に関わる補助者を配置。

外部の弁護士（4名）、外部の公認会計士（3人）、当社従業員（13名）

※デジタル・フォレンジックに関し、外部の専門業者に一部業務を委託。

c. 調査目的

当委員会による調査の目的は、以下のとおりである。

- ① 本件不正行為に関する事実関係の調査
- ② 本件不正行為に類似する他の不正行為の有無の調査
- ③ 本件不正行為が信幸建設の財務諸表に与える影響把握
- ④ 発生原因の分析と再発防止策の提言検討

d. 調査期間と委員会の開催

当委員会は、2023年9月5日から同年11月10日までの間、調査及び調査結果に基づく検討

を実施した。

期間中の委員会の開催日は以下のとおりである。

	日付	場所
第1回	2023年9月8日	当社会議室（オンライン併用）
第2回	2023年9月15日	当社会議室（オンライン併用）
第3回	2023年9月22日	当社会議室（オンライン併用）
第4回	2023年9月29日	新宿パークタワー24F カンファレンスルーム （オンライン併用）
第5回	2023年10月4日	当社会議室（オンライン併用）
第6回	2023年10月13日	当社会議室（オンライン併用）
第7回	2023年10月25日	当社会議室（オンライン併用）
第8回	2023年10月31日	当社会議室（オンライン併用）
第9回	2023年11月6日	当社会議室（オンライン併用）
第10回	2023年11月9日	当社会議室（オンライン併用）

e. 調査の概要

当委員会は、以下の調査を実施した。

i. 調査の観点

調査は、主に以下3つの観点から実施された。

- (1) 本件不正行為が行われた取引の事実関係及び金額を明らかにする
- (2) 本件不正行為が行われた C1 支社・C2 支社以外の信幸建設の事業所及び当社において、本件不正行為に類似する不正が発生していなかったかを調査する
- (3) 発生原因の分析及び再発防止策の検討

ii. 調査の対象期間

調査の対象とした期間は、2016年4月から2023年9月までの7年6か月間であるが、調査の過程で必要に応じて適宜、それ以前の取引についても確認を実施した。

iii. 実施した調査

具体的に実施した調査は以下のとおりである。実施した調査の詳細及び調査結果については、「4. 実施した調査の詳細と結果」に記載する。

- (1) 関係者へのヒアリング調査
- (2) 任意提出書類の調査
- (3) 取引業者への残高確認
- (4) 工事書類の調査
- (5) アンケート調査

- (6) デジタル・フォレンジック
- (7) 取引業者の会社情報調査
- (8) 他の不正スキーム/手口の調査（財務分析、資産実査等）

iv. 調査の結果

調査の結果、認定された不正取引は、当社グループ会社を含め、信幸建設において検出された本報告書に記載しているものだけである。

2. 信幸建設の概要等

a. 基礎情報・沿革

信幸建設は、当社の 100%連結子会社である。信幸建設の基礎情報等は以下のとおりである。

※2023 年 8 月 31 日現在

設立	1993 年 10 月 1 日
資本金	5000 万円
事業内容	海上土木事業、陸上土木事業、船舶・機材の賃貸借・運営
売上高	118 億円（2023 年 3 月期）
役職員数	役員 5 名 従業員 223 名（兼務役員 4 名含む）
沿革	<p>1993 年 10 月 会社設立</p> <p>1994 年 4 月 営業開始 （本社・東日本支社・西日本支社・大阪営業所・袖ヶ浦機材センター）</p> <p>1997 年 4 月 大阪営業所を大阪支社に変更、東北営業所新設</p> <p>1998 年 4 月 本社に東日本支社機能を統合し千代田区岩本町へ移転 東日本支社を横浜営業所へ改組、堺事務所新設</p> <p>1999 年 2 月 下関技術研究機材センター新設</p> <p>2001 年 5 月 堺事務所を堺営業所に変更</p> <p>2003 年 5 月 本社から支社機能を分離し、横浜営業所を東日本支社へ改組</p> <p>2003 年 9 月 本社を千代田区四番町へ移転</p> <p>2008 年 4 月 名古屋営業所新設</p> <p>2008 年 8 月 千葉営業所新設</p> <p>2009 年 11 月 本社を千代田区神田司町へ移転</p> <p>2015 年 3 月 大阪支社を堺市へ移転し、堺営業所を閉鎖</p> <p>2018 年 3 月 名古屋営業所を閉鎖</p>
本社・ 支社・ 営業所	<p>本社 東京都千代田区</p> <p>東日本支社 神奈川県横浜市</p> <p>大阪支社 大阪府堺市</p> <p>西日本支社 山口県下関市</p>

東北営業所	宮城県多賀城市
千葉営業所	千葉県千葉市
袖ヶ浦機材センター	千葉県袖ヶ浦市

b. 事業の概要

信幸建設は、1993年に当社の海上工事部門の一部を分社化して設立したもので、一般海上土木工事を営む会社である。自社及び当社所有の浚渫船、地盤改良船などの作業船を利用し、海上地盤改良工事、浚渫・埋立工事を主に手掛けている。営業エリアは原則国内全域であり、当社をはじめ当社グループ企業が主力得意先となっているほか、官公庁からの元請工事や大手建設業者からの下請工事を行っている。

c. 組織

i. 信幸建設支社及び本社の役割分担

信幸建設は、支社制を採用しており、本社の下、東日本支社、大阪支社、西日本支社の3支社からなる。この他、東北と千葉に営業所を設置している。各支社の主な管轄地域は、東日本支社が北海道、東北、関東、北陸、大阪支社が東海、近畿、四国、西日本支社が中国、九州であり、各支社はそれぞれの管轄地域で受注業務、下請発注業務、資材調達業務、施工業務、安全環境管理業務、総務業務を担っている。また東日本支社及び西日本支社では船舶管理業務も担当している。

本社は、土木事業部において各支社の営業、施工、船舶、安全業務を統括し、各支社の業務を管理、指導するとともに、経営施策や事業計画の策定を行っている。また総務部は、各支社の総務業務を統括し、各支社の業務を管理、指導するとともに、決算業務や経営施策や事業計画の策定に加わっている。

ii. 信幸建設のガバナンス体制

信幸建設は業務の適正性を確保するために以下の内部統制システムを整備し運用している。

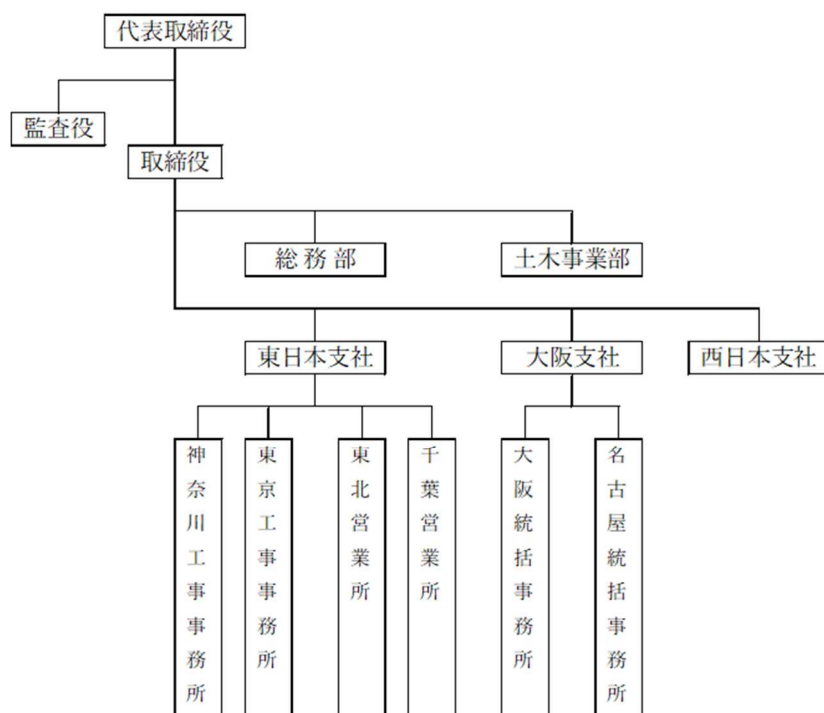
経営を行う上での基本的な方針である「社是」、経営の規範である「三要」、仕事に対する心構えである「三心」を定め、社内イントラネット上に掲載するほか、公式サイト上においても公開している。また、従業員の行動規範として企業行動規範を定め、社員に周知している。

同社では、原則として月1回の取締役会を開催するほか、全取締役及び支社長が参加するESG委員会を毎月1回開催しており、業務の執行状況、コンプライアンス、社会貢献等の情報共有及び審議を実施している。なお、信幸建設の取締役の一部には当社幹部職経験者が、監査役には当社幹部職社員が就任している。

同社はISO9001の認証を受けており、本社及び各支社の各部において業務要領を定め、業務要領に則り実務を遂行していることを内部監査及び外部審査において確認し、業務の改善に努

めている。また、同社は当社グループの一員として、毎年当社による内部監査を受けている。

2023年8月31日現在



(管轄エリア)

東日本支社	大阪支社	西日本支社
北海道 東北 関東 北陸	東海 近畿 四国	中国 九州

d. 当社グループにおけるコーポレートガバナンスの体制

i. 取締役会

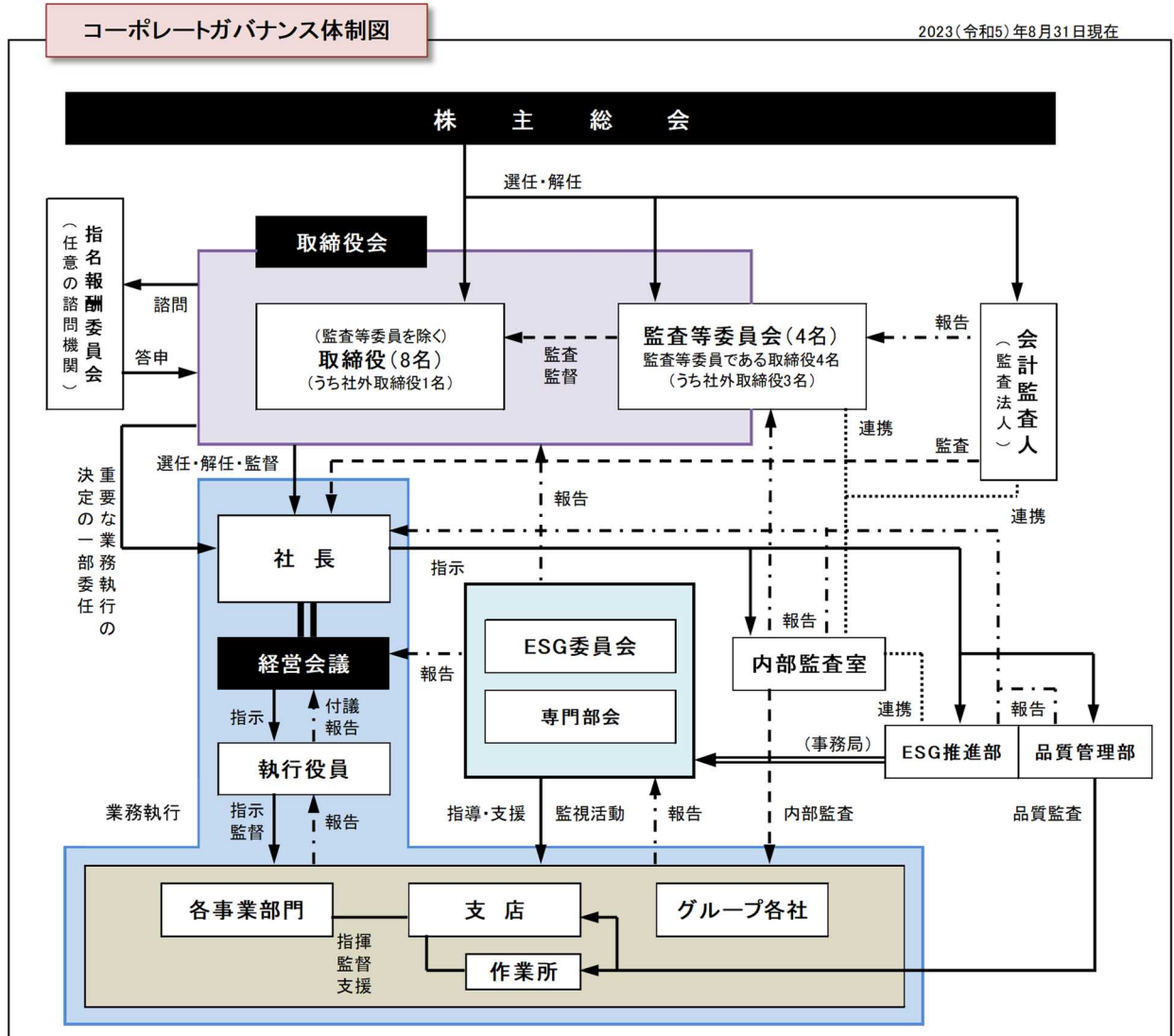
当社取締役会は、法令、定款及び取締役会付議基準に定められた重要事項に関し、審議・決定・報告を行い、当社及び当社グループにおける重要事項に関する経営の意思決定を行っている。

ii. 監査等委員会

当社監査等委員会は、独立性の高い社外取締役3名と社内出身の常勤の取締役1名の計4名により構成され、内部監査室と連携し、実効性ある監査体制・情報収集体制の強化を図っている。また、重要会議への出席、取締役等からの報告聴取、本社を含む各事業所への往査、子会社の状況聴取、重要な書類の閲覧等を行うことにより、取締役の職務の執行状況を監視している。

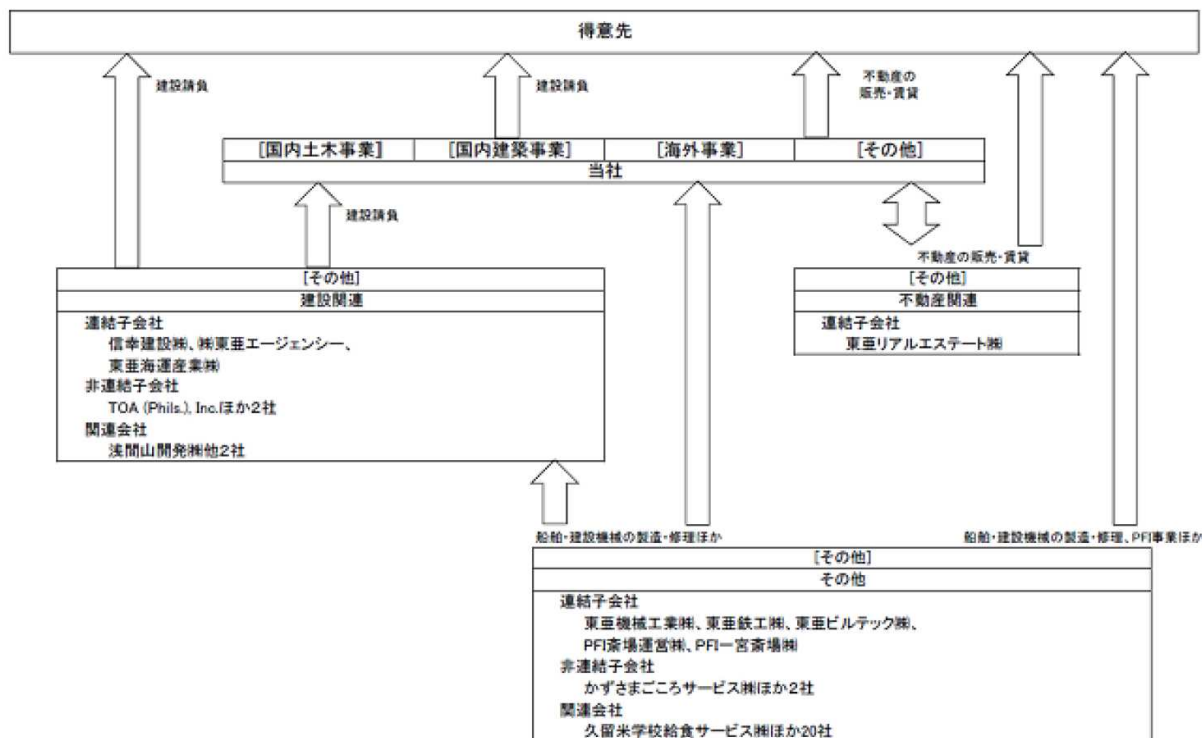
iii. 内部監査

内部監査室は、当社の各拠点に加え、毎年グループ子会社の監査を実施している。



※参考 1

当社グループは、当社、信幸建設を含む子会社 15 社及び関連会社 24 社で構成され、建設事業、建設に附帯する事業、不動産事業及び船舶の建造・修理その他の事業活動を展開しており、関係会社が営む事業の系統図は以下のとおりである。



※2023年3月31日現在

3. 調査の結果判明した事実

a. 判明した本件不正行為の概要

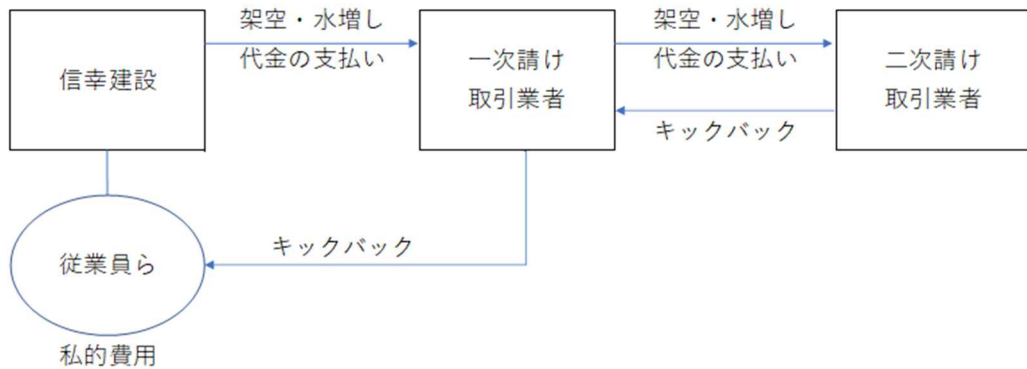
i. 本件不正行為の種類

調査の結果、本件不正行為について、以下の3つの類型が確認された。いずれも、取引業者に架空・水増しの代金支払が行われていた。(1)・(2)では取引業者から信幸建設内の不正関与者に資金の一部が還流していた。

- (1) 架空・水増し工事代金の支払及びキックバック
- (2) 領収書精算及び水増し代金の支払
- (3) 資金プール及び補填

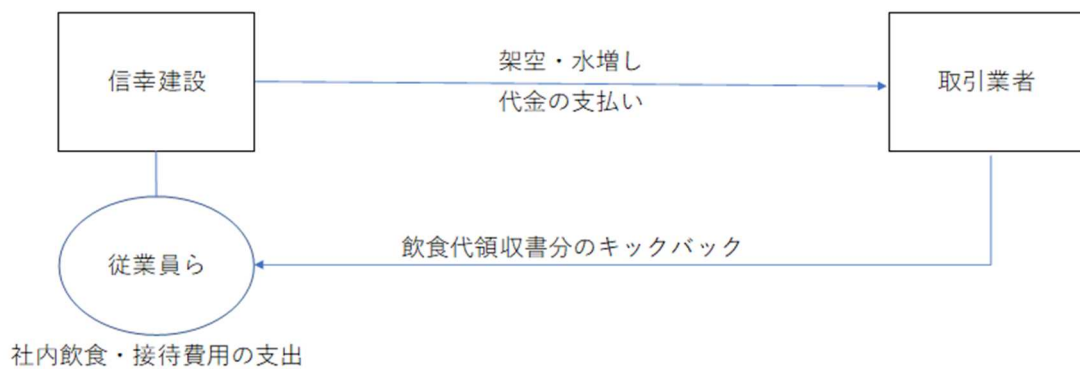
1) 架空・水増し工事代金の支払及びキックバック

取引業者に架空・水増し工事代金を支払い、支払った金額の一部を不正関与者自身に還流し(以下「キックバック」という。)、私的費用(飲食費、遊興費等)に流用したもの。信幸建設のC1支社とC2支社で行われていた。



2) 領収書精算及び水増し代金の支払

社内で接待交際費として処理できない領収書を取引業者に買い取らせて、その見返り又は補填として、取引業者へ架空・水増し代金を支払うもの。信幸建設の C1 支社で行われていた。



3) 資金プール及び補填

利益に余裕が生じた工事において、取引業者に架空・水増し工事代金を支払って取引業者にプールさせて、別の工事の代金減額（補填）に用いていたもの。信幸建設の C2 支社で行われていた。

